

議案第89号 交野市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

市営住宅については、昭和29年より住宅ストックの量的不足の解決を目的に行ってきたが、本市内においては府営住宅を含め公営住宅においては一定の量的充足が図られている現状の中、過年度において居住者全員が退去されており、用途の廃止を見据えて今後の市営住宅の在り方等を検討しながら管理を行ってきた。

ただ、本市営住宅用地については、境界測量が進捗したことから当該住宅の用途を廃止したいため、所要の改正を行うもの。

尚、用途廃止後は、用地の売却を予定している。

2. 条例改正の内容

条例第3条第2項に規定する市営住宅の名称及び位置から、森住宅に係る部分を削除する。

改正前

名称	位置
私部住宅	交野市私部6丁目
森住宅	交野市森南2丁目

改正後

名称	位置
私部住宅	交野市私部6丁目

3. 施行日

公布の日



交野市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第18号）新旧対照表

新		旧	
(設置) 第3条 (略) 2 市営住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。		(設置) 第3条 (略) 2 市営住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
私部住宅	交野市私部6丁目	私部住宅	交野市私部6丁目
		森住宅	交野市森南2丁目